

第7章 保存（保存管理）の方向性と方法

第1節 保存の方向性

史跡指定地内における丸亀城跡の本質的価値の保存・継承に加え、武家屋敷跡・外堀まで含めた範囲（P78、図27）の包括的な保護を図ることを目標とする。調査・研究による価値の顕在化を図り、史跡地や文化財建造物の適切な保存を図る。丸亀城跡を形づくる地域の自然環境・景観の保全も念頭におく。

第2節 方法

第1項 調査・研究

史跡指定地の周辺に広がる武家屋敷跡・外堀跡は、史跡の本質的価値を向上させることを目指し、総合的に調査・研究を進める。発掘調査報告書の未刊分については順次刊行し、これまでの調査成果を統合することで、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに今後の遺構確認や評価に生かす。

史跡指定地においては、石垣修理の必要性や適切な石垣保全対策を検討するために必要となる石垣の現状把握、及び城内の構造物（排水体系等）の調査・研究を主に実施していく。具体的には石垣の変状調査、ボーリング調査、石垣カルテの作成、石垣に伴う排水路等の発掘調査を行う。

また、天守をはじめ、城内の文化財建造物についても、最善の保存対策を図れるよう耐震対策等に向けて必要な調査を行う。

武家屋敷跡・外堀跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として登載し、開発に伴う発掘調査及び工事立会等において遺構の残存状況を把握するとともに、適切な保護措置を講じる。遺構のみならず、土層の堆積状況や地形等を含めた基礎資料や出土遺物を蓄積し、城下町の歴史などに関する研究を進めていく。

以上の発掘調査等の資料に加え、資料館が所蔵する時代ごとの城絵図、国絵図、木図等の歴史史料についても、調査・研究をすすめ、丸亀城跡の変遷や史料の新たな価値の顕在化を目指す。また、現存しない櫓等についても古写真、図面等の収集を引き続き行い、往時の景観や城の各施設の構造について調査・研究を進める。なお、これらの調査・研究については、大学等の専門機関との連携をより一層強めて実施する。

第2項 追加指定（公有地化）

指定地外であっても、丸亀城跡の本質的価値を伝える重要な遺構が確認された箇所については、追加指定を行い、公有地化を図る等の保護措置を講じる。

特に、現状では、堀は埋められているものの、土塁の高まりがよく残っている外堀跡南西部に位置する外濠緑道公園を追加指定の候補地として、確認調査を実施し、その成果により史跡の追加指定を目指す。

第3項 本質的価値を構成する諸要素の保存（史跡指定地内）

史跡地全体の保存を計画的かつ継続的に図る。本質的価値を構成する諸要素の多くの部分の存立の基礎となる亀山の地形については、倒木等を未然に防ぐ適切な樹木管理をはじめ、土砂災害につながるき損や変異が見られないか日常的な観察を行う。石垣については、き損につながるような樹木についての伐採を継続するとともに、目視確認はもとより、現状を記録するための測量調査や変状を確認するための計測やボーリング調査を計画的に実施することで、保存対策を講じるための基礎資料とする。また、「史跡丸亀城跡整備基本計画」を策定し、保存のための整備を計画的に実施する。

天守をはじめとする文化財建造物は、耐震診断を実施し、適切な耐震対策を図るが、石垣や礎石、埋没石垣などの地中遺構の保存についても十分な検討を行ない万全の対策を講じる。風雨による漆喰の剥落、瓦の落下につながるような脆弱な箇所については、日常的な点検を行い適切に対処する。

地中に予想される遺構については、遺構の有無及びその存在状況を把握する確認調査を計画的に実施する。史跡整備の実施や既存施設の更新・撤去の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

表 14 史跡丸亀城跡の構成諸要素の保存についての整理（史跡指定地内）

価値	構成する諸要素	説明（性格）	具体例	保存管理の方法	地区	
本質的価値	本質的価値を構成する諸要素	史跡地と一体となり、本質的価値を構成するもの	全体	輪郭式方形プランの平山城、曲輪群、亀山の地形	・丸亀城跡の基盤となる亀山の斜面地をはじめ、石垣や盛土などの遺構の現状、雨天時の排水状況等を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所をいち早く把握し、適切な未然防止策を迅速に講じる。	A B C D
			遺構	本丸跡・二の丸跡・三の丸跡・帯曲輪跡・下曲輪跡等の曲輪、櫓台、枡形、土塁、堀等の遺構およびこれらに付随する石垣、切岸、礎石、井戸、排水路（石樋）、石段（雁木）など	・定期的除草や樹木の剪定を行い、石垣や遺構の顕在化、記録化を図り、適切に保存を図る。	A B C D
			遺物	埋設石垣などの石垣の背面構造、地下に埋もれている御殿の園池、土塀の基礎石組など	・文化庁及び香川県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら必要な保存整備を実施する。	A B C D
			建造物	丸亀城に直接関わる出土遺物（瓦・陶磁器・鉄製品など）	・資料館や出土土器収蔵整理施設で適切に整理・保管・公開し、必要に応じて、保存処理等を行う。	A B C D
			天守 大手門一の門・二の門・東西土塀 玄関先御門・番所・長屋・土塀	・脆弱部の点検や観察、適切な修理を行う。 ・文化庁及び香川県教育委員会や学識経験者の指導・助言を受けながら耐震対策等の必要な措置を講じる。	A C	

表 14 (続き) 史跡丸亀城跡の構成諸要素の保存についての整理 (史跡指定地内)

価値	構成する諸要素	説明 (性格)	具体例	保存管理の方法	地区	
その他の価値	本質的価値に関連する諸要素	遺構	史跡地と一体となつて、歴史的経緯を示すもの	堀の水 陸軍による大手石橋などの近代構築物 史跡保存顕彰碑などの石碑	・丸亀城跡の遺構とともに、適切に保存を図る。保存に影響がある場合は、移設するなど、適切な対応を図る。	A B C D
		美術工芸品・歴史資料等	史跡地と分離されているが、歴史的経緯を示すもの	絵図・木図・古文書類 城主ゆかりの宝物類 (ニッカリ青江など)	・資料館等で適切に整理・保管・公開し、必要に応じて、保存処理や修理等を行う。	
	保存・活用に有効な諸要素	保存のための施設		井戸の上屋、防火施設、園路側溝 (史跡地保全・公園施設用)、内堀利水施設、噴水器 (内堀内)、車止めバリカー	・定期的な点検と維持管理を行い、施設の長寿命化を図りながら、必要に応じて更新を図る	A B C D
		活用のための施設		史跡説明板、ガイダンス施設、遺構井戸上屋、トイレ、園路、階段、柵、垣根、照明施設の設置、天守・石垣のライトアップ装置など	・定期的な点検と維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。 ・要不要を整理し、必要に応じて新設、改修、移設する。	
				資料館建物、観光案内所建物、延寿閣別館、西側・東側内堀渡り土手、ベンチ、あずまや、水飲み場、電柱、花壇、桜などの公園樹	・定期的な点検と維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。 ・要不要を整理し、必要に応じて新設、改修、移設し、史跡公園、都市公園として適切な環境を維持する。	
	環境に関する諸要素	自然・環境的要素		樹木・草本 地形、地質 景観、眺望	・樹木や草木は適切に管理し、史跡公園、都市公園として適切な環境を維持する。 ・史跡地としての景観や眺望を適切に維持・改善する。	A B C D
その他の構成諸要素	上記以外の施設		城内グラウンド、遊具、石碑、(史跡地に関連性が薄いもの)	・計画的に移設する。	A B C D	

第4項 き損箇所等の把握

日常的な見回りや草刈り等により異変や経年劣化等の把握に努め、その結果により今後その変状が大きなところは早期に判断し対応する。

地震・大雨や台風等の自然災害時にはき損及びその恐れのある箇所の情報を収集し、早期に対応が必要なところはただちに対処する。現在復旧工事を実施している坤櫓跡周辺石垣以外の石垣においては、将来的な修理を見据え、孕みや目地の開き等が顕著な箇所から、オルソ写真測量及びレーザー測量による記録化を図るとともに、変状の程度を把握する。変状が見られる場合は、石垣の複数箇所に設置した定点測量を実施し、変位量を観察する。状況に応じて、ボーリング調査による地盤状況の確認や、ボーリング孔に設置した水位計による水位観測などの継続的な動態観測を行う。

以上のような措置に加え、日ごろから城内を散策する市民や天守公開の管理員や観光ボランティアからの情報提供も有効に活用し、史跡の適切な管理に努める。

第5項 保存のための日常的な維持管理

遺構の保存を最優先とし、また来場者の見学環境を良好とするための植生・生態系の維持管理を行う。

また、平成30年(2018)の豪雨による坤櫓跡周辺石垣の崩落に加え、降雨時にみられる城内の水たまりや流水する箇所が確認でき、史跡指定地内の排水体系の整備が喫緊の課題となっている。雨天時の排水状況や、降雨後の各曲輪の観察はもとより、既存の排水路の清掃を継続的に行い、史跡への影響がないように努める。石垣に悪影響を与えたり、建造物をき損させたりする恐れのある樹木については剪定や伐採を行なうなど適切に管理する。草刈りも日常的に実施し、良好な見学環境の維持だけでなく、石垣変異の早期発見などに繋げていく。

第3節 現状変更等の基本方針及び取扱い基準

第1項 原則と基本方針

1 原則

史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を与える行為、また史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めない。

2 基本方針

現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

- ・発掘調査については、保存・整備に係るものに限り、必要最小限度の範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。
- ・整備については、本質的価値を構成する遺構の保存を最優先とし、史跡の本質的価値の理解を深めることを目的とし、史跡地としての景観の保全に配慮したものに限る。
- ・石垣修理については、遺構の保存と利用者の安全確保の観点からやむを得ないものに限定し、必要最小限度の範囲にとどめる。
- ・土地の形状変更については、現状維持を原則とし、史跡の保存、活用及び整備に必要なものに限る。
- ・植栽については、新たな植樹は原則として認めない。ただし、既存木の枯死等に伴う

補植は、樹種・範囲・方法を限定して認める。保存に影響のある木竹、公開・管理の上での危険木、整備や史跡地としての景観保全のために必要な支障木の伐採については認める。また、史跡整備を進める上で必要となる芝張りや草木類の植込みなどは、専門家の意見により認める。

- ・災害復旧については、災害による遺構の保全、及び被害拡大防止に必要な措置については認める。

表 15 史跡丸亀城跡の現状変更等についての取扱い基準

価値	構成する諸要素	説明（性格）		具体例	現状変更の基準	地区
本質的価値	本質的価値を構成する諸要素	全体	史跡地と一体となり、本質的価値を構成するもの	城輪郭式方形プランの平山城、曲輪群、亀山の地形	・排水施設の復旧や新設など保存のための整備、活用のための遺構に基づく整備については許可する。 ・一時的な工作物の設置は許可する。	A B C D
				本丸跡・二の丸跡・三の丸跡・帯曲輪跡・下曲輪跡等の曲輪、櫓台、枡形、土塁、堀等の遺構およびこれらに付随する石垣、切岸、礎石、井戸、排水路（石樋）、石段（雁木）など	・原則として保存のための行為以外は許可しない。 ・石垣の解体修理は必要最低限の範囲に限り許可する。 ・一時的な工作物の設置は許可する。	A B C
		遺構		埋設石垣などの石垣の背面構造、地下に埋もれている御殿の園池、土塀の基礎石組など	・保存のための行為以外は許可しない。	A B C D
		建造物		天守 大手門一の門・二の門・東西土塀 玄関先御門・番所・長屋・土塀	・保存のための行為以外は許可しない。	A C
その他の価値	本質的価値に関連する諸要素	遺構	史跡地と一体となって、歴史的経緯を示すもの	堀の水 陸軍による大手石橋などの近代構築物 史跡保存顕彰碑などの石碑	・保存活用に不要なものの除却は許可する。	A B C D
	保存・活用に有効な諸要素	保存のための施設		井戸の上屋、防火施設、園路側溝（史跡地保全・公園施設用）、内堀利水施設、噴水器（内堀内）、車止めバリカー	・保存のための改修、新設については、遺構の保護を前提として許可する。	A B C D

表 15 (続き) 史跡丸亀城跡の現状変更等についての取扱い基準

価値	構成する諸要素	説明 (性格)	具体例	現状変更の基準	地区
その他の価値	保存・活用に有効な諸要素	活用のための施設	史跡説明板、ガイダンス施設、遺構井戸上屋、トイレ、園路、階段、柵、垣根、照明施設の設置、天守・石垣のライトアップ装置など	・活用のための改修、更新、新設については、遺構の保護と景観への配慮を前提として許可する。	A B C D
			資料館建物、観光案内所建物、延寿閣別館、西側・東側内堀渡り土手、ベンチ、あずまや、水飲み場、電柱、花壇、桜などの公園樹	・活用のための改修、更新については、遺構の保護と景観への配慮を前提として許可するが、新設は認めない。	
	環境に関する諸要素	自然・環境的要素	樹木・草本 地形、地質 景観、眺望	・景観に配慮し、遺構の保護や地形の改変を伴わないことを前提として必要最小限で許可する。	A B C D
	その他の構成諸要素	上記以外の施設	城内グラウンド、遊具、石碑、(史跡地に関連性が薄いもの)	・除却以外の現状変更は許可しない。	A B C D

第2項 取扱い基準

1 現状変更

史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない(文化財保護法第125条)。国機関が現状変更等を行う場合には、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意、各省庁の長以外の場合は直接文化庁長官の同意を必要とする(文化財保護法第168条)。

(1) 現状変更等の許可が必要な行為(文化庁長官による許可)

- ・土石の採取等による土地の形状変更
- ・樹木・樹林の伐根
- ・建築物の新築、増改築、除却
- ・工作物の設置、更新、除却
- ・史跡の発掘調査
- ・史跡の保存のための整備事業
- ・史跡の活用のための整備事業

(2) 丸亀市教育委員会による許可が必要な行為

(文化財保護法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令第5条第4項)

前項目のうち、以下の現状変更等の許可及びその取消し並びにその停止命令を行う。

- ・工作物(小規模建築に付随する門、生垣、塀、小規模な観測・測定機器を含む、建築物を除く。)の設置若しくは改修(改修に当たっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)

- ・道路の舗装若しくは改修（それぞれの土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ・史跡の管理に必要な施設（文化財保護法第 115 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲い柵等、その他の施設）の設置、改修
なお、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更は設置に必要な最小限度のやむを得ない規模とする
- ・電柱、電線（電話線などの通信線を含む。）、ガス管、水管、下水道管、その他のこれらに類する工作物（側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。）の設置又は改修。
なお、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更は、設置に必要な最小限度のやむを得ない規模とする
- ・建築物等の除却。（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）なお、除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は除却に必要な最小限度のやむを得ない規模とする
- ・木竹の伐採（伐根を伴わないもの）
- ・史跡天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

2 現状変更等許可が不用な行為

現状変更については「維持の措置」又は「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請不要とされている。ただし、これらの行為を実施する際には、丸亀市教育委員会と事前協議するものとする。

(1) 維持の措置

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第 4 条に基づく）

- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。
- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき。
- ・土砂の流出や水たまり等による小規模な不陸箇所への土砂の充填

(2) 非常災害のために必要な被害拡大防止措置

- ・地震、台風等の災害による土砂などの流出、き損又は衰亡の拡大を防止するための応急措置
- ・被災後の崩壊建造物、工作物、倒壊樹木、土砂、崩落や落下の危険のある石垣石材等の除去

(3) 保存に及ぼす影響が軽微なもの

- ・植生の日常的な管理行為（草刈り、枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木等の設置、病虫害防除のことであり、遺構に影響を及ぼす伐根や景観を改変する樹木の伐採を除く。）

- ・既存水路の清掃等
- ・堀の掻い掘りに伴う水抜き（浚渫工事は除く。）
- ・既存仮設物の移動（ベンチ、ごみ箱、看板等）
- ・建築物、工作物の小規模な修繕
- ・土地の形状の変更を伴わない工作物などの修理、改修、撤去
- ・打設や土地の形状変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置
- ・石垣修理工事に伴う工事範囲内の支障木の剪定（遺構に影響を及ぼす伐根や景観を改変する樹木の伐採を除く。）

第4節 指定地外に所在する本質的価値を構成する諸要素の保存

旧城下町域は、丸亀市の中心市街地として、官公庁の庁舎・公の施設、学校、商店・住宅、都市公園、寺社、道路などが所在し、完全な市街地となっているが、丸亀城跡についての理解を深め、本質的価値の向上を図る上で重要なものである。現在の地割は城下町の地割を踏襲した部分が多く、地下には江戸時代の遺構が広範に残っているとみられる。

城下町跡の中核となるのが武家屋敷跡・外堀地区（E地区）であり、外堀跡と内堀跡史跡指定地の間（P78、図27の外堀跡を示す水色塗部の外縁以内）の全域を周知の埋蔵文化財包蔵地として登録し、開発時には事前協議の対象とし、発掘調査等によって重要な遺構が検出された場合は保存策を講じ、史跡の追加指定や土地公有化も検討する。

外堀の外側についても、可能な限り埋蔵文化財包蔵状況の確認に努めていく。

なお、出土遺物は、出土地が指定地の内か外かを問わず、適切に整理・保管・保存し、活用を図る。